

販売促進支援助成金

今までは店内での飲食提供のみを取り扱っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、新たにテイクアウトを始めた・・・

そのような新たな手段による販路拡大を図ろうとする事業者様を対象に助成金を交付します。

助成額

上限10万円（1事業者につき1回限り）

※該当経費が10万円未満の場合は、該当経費分

支給対象（主な要件）

- ◆志摩市内に住所を有する個人事業者又は志摩市に主たる事務所を有する法人若しくは団体
- ◆市税の滞納がないこと

対象経費

テイクアウトや宅配など、今までは取り扱っていなかった新たな手法による取り組みに要する経費。

※以前より行っている業務のメニュー拡大等は対象となりません。

※助成対象となる具体的な経費等は、志摩市ホームページ「よくあるご質問（飲食店事業者様用）」をご確認いただくか、観光商工課までお問い合わせください。



申請方法（流れ）について



1. 申請書の提出（提出は、原則郵送）

<申請書類>

- (1) 交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書（任意様式可）
 - (4) 個人の住所又は主たる事務所の所在地がわかる書類の写し(登記簿謄本(法人)、確定申告書(個人)等)
- ※ (1) ~ (3) は市ホームページに掲載しています。

<提出先> 郵送での提出にご協力ください。

〒517-0592 志摩市阿児町鶉方3098番地22
志摩市産業振興部観光商工課 宛て



2. 市で交付決定（申請受付後、1週間程度）

申請者に交付決定通知書を送付



3. 事業実施（事業終了後、報告書を提出）

報告書類

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 事業活動報告書
 - (3) 収支決算書（任意様式可）
 - (4) 請求書
 - (5) 対象経費の支出を証明する書類の写し（領収書等）
- ※ (1) ~ (4) は市ホームページに掲載しています。



4. 報告書承認後、交付確定。口座に入金

問合せ先

志摩市産業振興部観光商工課

TEL:0599-44-0005（平日8:30~17:15）

E-mail:sasaeaishima@city.shima.mie.jp